

令和7年7月2日現在

柳井地域広域水道企業団 事業計画（経営戦略）

（用語集）

令和7年7月

柳井地域広域水道企業団

（用語集－1）

## 用 語 集

用 語	意 味
あ アセットマネジメント	将来にわたり水道事業の経営を安定的に持続するための、長期的視野に立った計画的な資産管理のこと。
か 加入金 <small>かにゆうきん</small>	新たに水道を設置する場合や、既存の水道の口径を増やす場合に支払う負担金のこと。
基幹管路 <small>きかんかんろ</small>	導水管、送水管及び配水本管をいう。
危機管理マニュアル <small>ききかんりマニユアル</small>	各水道事業者が、地震や風水害等の自然現象及び水質汚染事故、施設事故等の人為的な原因により災害が発生した場合、規模・地域特性に応じた、応急給水、応急復旧等の諸活動を計画的かつ効率的に持続し、サービスレベルを一定以上保つため、諸活動を迅速かつ的確に行うためのマニュアルのこと。
企業債 <small>きぎとうさい</small>	地方公共団体が、地方公営企業の建設改良費の資金に充てるために国などから借りるお金のこと。
基準外繰出金 <small>きじゆんがいくりだしきん</small>	一般会計から水道事業会計に繰り出す経費のうち公益性の観点から、例外的に総務省が示した繰出基準に合致しない経費をいう。
基本料金 <small>きほんりょうきん</small>	二部料金制において、水道水の使用量と関係なく定額で徴収する料金部分のこと。
給水原価 <small>きゅうすいげんか</small>	1 m <sup>3</sup> の水道水を作るのに必要な費用をいう。
給水収益 <small>きゅうすいしゅうえき</small>	営業収益の一つで、水道料金として収入する収益のこと。
給水人口 <small>きゅうすいじんこう</small>	水道により給水を受けている人の数をいう。
給水装置 <small>きゅうすいそうち</small>	配水管から各家庭に布設した給水管と、給水管に直結する蛇口などの給水用具をいう。水道水の汚染や漏水を防ぐため、構造や材質などの基準が定められ、その工事も水道事業者が指定する者でなければ行うことができない。
給水基地 <small>きゅうすいきち</small>	応急給水隊（応急給水班）に水を補給する浄水場や配水池等のこと。
供給単価 <small>きゅうきゅうたんか</small>	有収水量 1 m <sup>3</sup> 当たりの水道料金収入であり、水道料金の水準を示す。
供給料金単価 <small>きゅうきゅうりょうきんたんか</small>	水道事業者が水道用水を供給する際、1 m <sup>3</sup> 当たりの単価のこと。
国交付金 <small>くにこうきん</small>	国土交通省所管の「社会資本整備総合交付金/防災・安全交付金」をいう。（本計画策定に当たっては、対象となる事業として、システム整備事業、重要給水施設配水管整備事業、老朽管更新事業を想定。）
経営戦略 <small>けいさいちりやく</small>	水道事業を含む地方公営企業が策定する中長期的な経営の基本計画をいう。

用語集

	用語	意味
か	「経営の一体化」 経営統合	一つの事業体が複数の事業経営を行うこと。
	計画給水人口	水道事業経営の認可に係る事業計画書に記載された給水人口をいう。
	下水道事業	公共下水道事業（特定環境保全公共下水道事業を含む。）、集落排水事業等をいう。
	工事検査手数料	給水装置工事の適正施工の確保を目的とし、設置しようとする給水装置の構造、使用材料及び施工方法が給水条例、規程及び基準等に適合していることを確認するために管理者が行う検査に支払う手数料のこと。
	更新計画	老朽管や老朽施設の更新を効率的かつ効果的に実施するための計画のこと。
さ	指定給水装置 工事事業者	水道法第 16 条の 2 第 1 項に基づき、給水装置の工事を適切に行うことができると水道事業者が認め、指定した者をいう。
	収納取扱金融 機関	地方公営企業の業務に係る公金の収納の事務を取り扱う金融機関をいう。
	重要給水施設 配水管路	震災時において、給水が特に必要な重要給水施設に供給する重要な管路のこと。
	従量料金	水道水の使用量に 1 m <sup>3</sup> 当たりの単価を乗じて徴収される料金のこと。
	受水費	水道用水供給事業者から供給を受ける水道用水などの受水に要する費用のこと。
	職員数	水道事業等に従事する常勤職員をいう。
	水質検査計画	水道法施行規則第 15 条第 6 項に基づき、水道原水及び水道水の水質検査について、検査項目、地点、頻度などを示した計画をいう。水道事業者は、毎年度の策定が義務付けられている。
	水質検査業務	水道法上の法定検査と任意検査に分けられる。法定検査は、1 日 1 回以上行う色、濁り、残留塩素を検査する毎日検査と、一般細菌や大腸菌など水質基準項目（51 項目）に基づく検査がある。法定検査以外に、国が定めた水質管理目標設定項目（27 項目）や、その他水道事業者が独自に定めた項目を任意で検査することもできる。
	水道事業	一般の需要に応じ、水道により水を供給する事業をいう。給水人口が 5,001 人以上の事業を上水道事業、給水人口が 101 人以上 5,000 人以下の事業を簡易水道事業という。

## 用 語 集

	用 語	意 味
さ	水道事業に関する附属機関	水道事業管理者の諮問に応じ、水道事業に関する重要な事項について調査審議し、管理者に答申する組織のこと。
	出納取扱金融機関	地方公営企業の業務に係る公金の収納及び支払いの事務の一部を取り扱う金融機関をいう。
	水道用水供給事業	水道事業者に水道用水（浄水）を供給する事業をいう。
	責任水量制	供給契約で結んだ水量を、責任をもって引き受ける制度であり、実際に使用した水量が契約水量より少ない場合でも、契約水量分の料金を払う制度のこと。
	セグメント経理	企業団の経営方針に基づき、企業団会計の中に独立した会計区分を設け、その会計区分の中で、独立的に運用することをいう。
	送水管	浄水場から配水池へ水道水を送るための管のこと。
た	耐震適合率	耐震管に加え、耐震適合性（地盤等の状況から耐震性があると認められるもの）がある管も含んだ割合をいう。
	ダウンサイジング	将来の給水量の減少を踏まえ、管路の口径縮小や水道施設の再配備などを行うこと。
	導水管	河川や貯水池などの水源地から浄水場まで原水を送る管のこと。
	登録水質検査機関	水道法第 20 条の 2 の規定に基づき、国土交通大臣及び環境大臣登録を受けた水質検査機関をいう。
な	二部料金制	使用量とは無関係な一定額の定額料金（基本料金）と、使用量に応じた従量料金との二つの部分から構成される料金制のこと。
は	配水本管	主要な配水管で、配水支管へ水道水を輸送する役割を持ち、給水管分岐を伴わない管のこと。
	普及率	行政区域内人口に対する給水人口の割合をいう。 給水人口 ÷ 行政区域内人口 × 100（％）
	法定耐用年数	地方公営企業法施行規則別表第二号に掲げられている耐用年数のことをいい、構築物の耐用年数は 10 年から 60 年、また、機械及び装置の耐用年数は 6 年から 20 年とされている。
	保全業務	水道事業の機能を維持するために実施する、水道施設の運転、巡視、保守、点検、診断等の工事を伴わない業務のこと。
や	有収水量	料金収入が得られた水量のこと。